

れいわ ねん (2025年) 4月24日 (木)

14時00分から 16時00分

はちおうじしやくしよほんちようしゃ 801・802会議室

れいわ ねんど 令和7年度(2025年度)

はちおうじししやうがいしやちいきじりつしえんきやうぎかいだいいかいぜんたいかい 八王子市障害者地域自立支援協議会第1回全体会

しだい 次第

1 しやくしよたいせいへんこう じんじいどう
市役所体制変更、人事異動

2 ぎだい
議題

(1) きやうぎかい うんえいたいせい
協議会の運営体制

(会議日程・要綱変更・委員の変更・基幹相談支援センターの関わり方)

(2) かくぶかい こんねんどうかつどうけいかく
各部会の今年度活動計画

(3) はちおうじししやうがいしやけいかく ちゆうかんみなおし む
八王子市障害者計画の中間見直しに向けて

3 そのほか

<しりよう 資料>

【資料1】 れいわ ねんど はちおうじししやうがいしやふくしかぎやうむたいせい
令和7年度八王子市障害者福祉課業務体制について

【資料2】 れいわ ねんど についてひよう
令和7年度日程表

【資料3】 はちおうじししやうがいしやちいきじりつしえんきやうぎかいせつちようこう
八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱

【資料4】 はちおうじししやうがいしやちいきじりつしえんきやうぎかいうんえいようりよう
八王子市障害者地域自立支援協議会運営要領

【資料5】 はちおうじししやうがいしやちいきじりつしえんきやうぎかいいいんめいぼ ぜんたいかい
八王子市障害者地域自立支援協議会委員名簿(全体会)

【資料6】 れいわ ねんど きやうぎかいそしきず
令和7年度協議会組織図

【資料7】 はちおうじししやうがいしやきかんそうだんしえんせんたー
八王子市障害者基幹相談支援センターについて

【資料8-1】 けんりようごすいしんぶかい かつどうけいかくしりよう
権利擁護推進部会 活動計画資料

【資料8-2】^{しりょう}相談支援^{そうだんしえん}地域移行^{ちいきこう}部会^{ぶかい} ^{かつどうけいかくしりょう}活動計画資料

【資料8-3】^{しりょう}就労支援^{しゅうろうしえん}部会^{ぶかい} ^{かつどうけいかくしりょう}活動計画資料

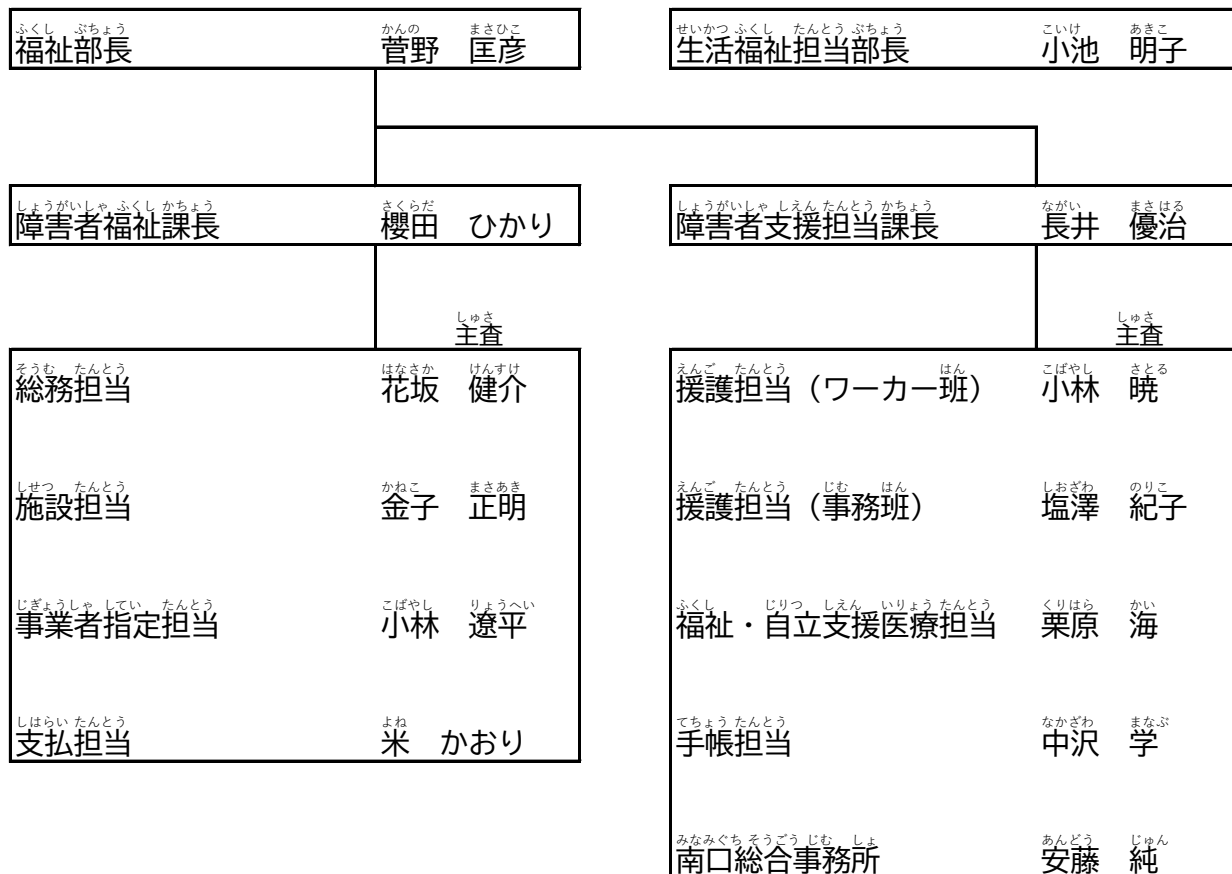
【資料8-4】^{しりょう}子ども^こ部会^{ぶかい} ^{かつどうけいかくしりょう}活動計画資料

【資料8-5】^{しりょう}地域継続支援^{ちいきけいぞくしえん}部会^{ぶかい} ^{かつどうけいかくしりょう}活動計画資料

【資料9】^{しりょう}八王子市^{はちおうじ}障害者^{しょうがいしゃ}計画^{けいかく}抜粋^{ばつすい}(^{ちゅうかん}中間見直し^{みなおし}に向けて^{むけて})

【資料10】^{しりょう}避難行動要支援者^{ひなんこうどうようしえんしゃ}支援^{しえん}に係る^{かかる}個別避難計画^{こべつひなんけいかく}の作成^{さくせい}のご案内^{ごあんない}

令和 7 年度 八王子市障害者福祉課業務体制について



令和7年度日程表

資料2

午前:概ね10:00-12:00

午後:概ね14:00-16:00

◎自立支援協議会 全体会

NO	月 日	曜日	区 分		会 議 室	備 考
			午 前	午 後		
1	4月24日	木		○	801・802会議室	
2	9月3日	水		○	801・802会議室	
3	12月11日	木		○	801・802会議室	
4	3月9日	月		○	801・802会議室	

◎自立支援協議会 運営会議

NO	月 日	曜日	区 分		会 議 室	備 考
			午 前	午 後		
1	4月7日	月		○	第6委員会室	セキュリティの関係で、10分前に障害者福祉課窓口集合
2	7月29日	火	○		第6委員会室	セキュリティの関係で、10分前に障害者福祉課窓口集合
3	11月4日	火	○		第6委員会室	セキュリティの関係で、10分前に障害者福祉課窓口集合
4	2月6日	金		○	第6委員会室	セキュリティの関係で、10分前に障害者福祉課窓口集合

八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成23年3月24日施行

平成24年4月1日改正

平成25年4月1日改正

平成25年8月26日改正

平成26年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和7年4月1日改定

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、誰もが、障害の有無、年齢、性別を問わず、地域社会でともに支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指し、保健、医療、福祉、教育、労働などの分野で様々な人や機関と連携し、相談支援体制の充実などを図り、本人の意向に基づいた必要な支援を受け、生涯すべての場面において、自立した日常生活を営むことができる社会を構築するための協議の場として、八王子市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域における社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関すること。
- (6) 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(令和3年八王子市条例第73号)第245条第6項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等に係る要望、助言等に関すること。
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員27人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市指定相談支援事業者
- (3) 基幹相談支援センター
- (4) 障害者支援機関
- (5) 障害者団体の代表者

- (6) 障害当事者
- (7) 保健医療関係者
- (8) 教育関係者
- (9) 社会福祉関係機関
- (10) 町会・自治会、産業経済の代表
- (11) 公募市民

2 協議会の下に運営会議及び必要に応じて部会等を置くことができる。

3 協議会等の運営に関し必要な事項は、別途要領により定める。

(謝礼)

第4条 協議会の出席者には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(守秘義務)

第5条 協議会、運営会議等に参加した者は、協議・運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、福祉部障害者福祉課に事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

八王子市障害者地域自立支援協議会運営要領

平成 23 年 3 月 24 日施行

第 1 趣旨

八王子市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 委員の委嘱等

委員は、市長が委嘱又は任命する。

第 3 委員の任期

委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 役員

1 協議会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 会 長 1 人

(2) 副会長 1 人

2 役員は、委員の互選により定める。

第 5 役員の職務

1 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 6 協議会の会議

1 協議会は、必要の都度開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

6 協議会は、公開するものとする。ただし、運営会議等については、協議会の決定により公開しないことができる。

第 7 運営会議等

1 協議会の下に運営会議及び必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）、プロジェクトチームを設けることができる。

2 運営会議は幹事会とし、協議会の運営・方向性等検討する。

3 運営会議は、協議会の構成委員の中から 10 名程度を選出し、おおむね 2 か月に 1 回開催する。

4 運営会議には座長、座長代行を置き、構成員の互選によりこれを定める。

5 座長は、運営会議の検討事項を協議会に報告する。

- 6 座長代行は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、会長の指名する者をもって構成し、協議会が指定する事項について検討する。
- 8 部会には、部会長を置き、運営会議の構成員が部会長に当たる。
- 9 部会長は、部会の事務を掌理し、部会での活動を協議会に報告する。
- 10 プロジェクトチームは、必要に応じて設置し、協議会が指定する事項について調査研究する。
- 11 プロジェクトチームの代表には、運営会議の構成員が当たり、必要に応じて調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年3月24日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。

はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい い いんめいぼ ぜんたいかい
八王子市障害者地域自立支援協議会委員名簿(全体会)

資料5

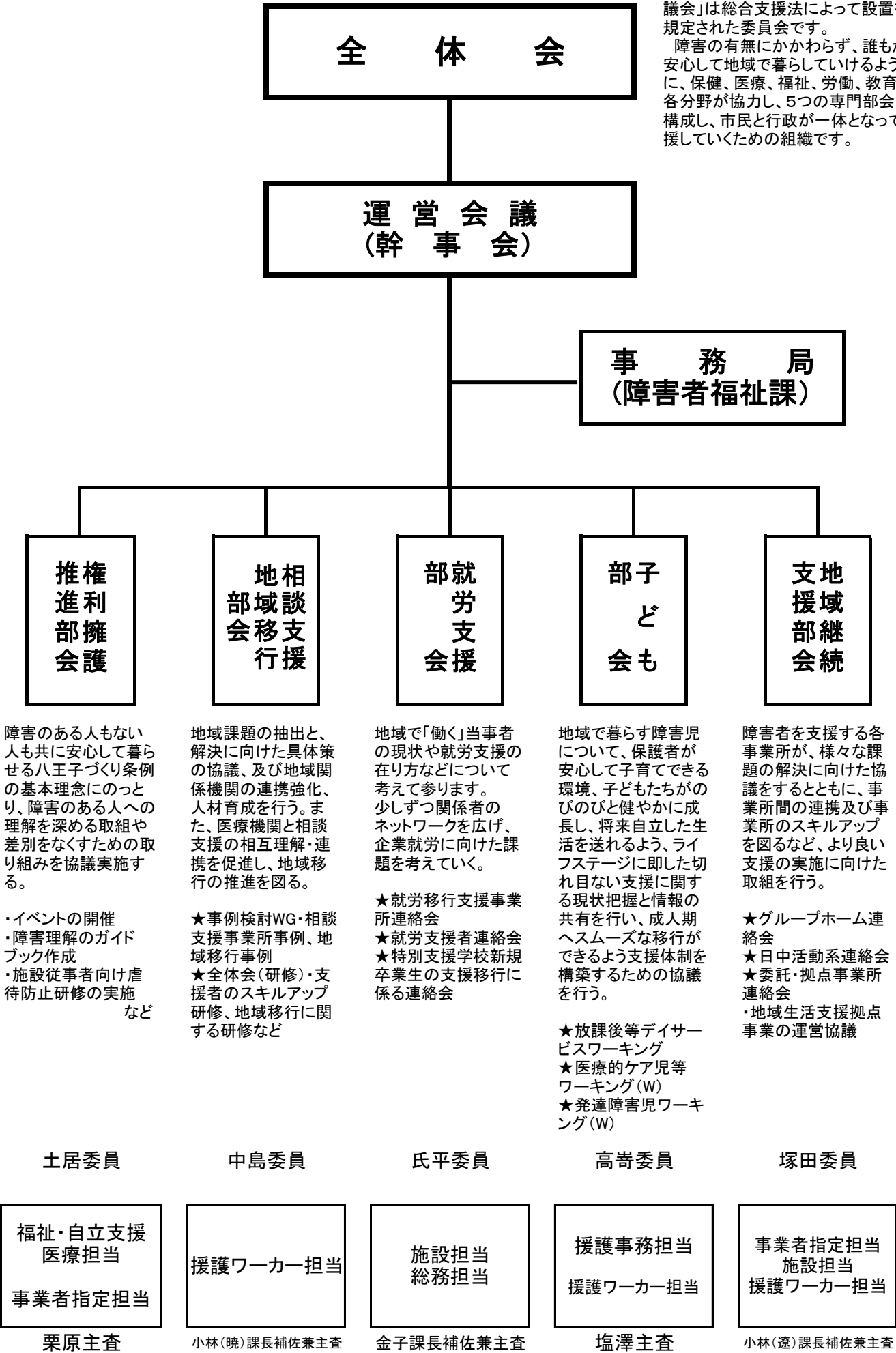
れいわ ねん がつ にち げんざい
令和7年4月1日現在

NO	区 分	委 員	所 属 等	
1	がくしきけいけんしゃ 学識経験者	やじま り え 矢嶋 里絵	とうきょうとりつだいがく じんぶんしゃかいがくぶきょうじゅ 東京都立大学 人文社会学部教授	
2	ししていつうだん しえんじぎょうしゃ 市指定相談支援事業者	つかだ よしあき 塚田 芳昭	そうだん し えん 相談支援センター ぴあ・らいふ	
3		みつおか よしひろ 光岡 芳宏	そうだん しえん 相談支援センター サポート南多摩	
4		まつ お りゅうじ 松尾 隆司	ち いきせいかつ しえんしつ たか お 地域生活支援室 高尾	
5		さわだ てつや 沢田 哲也	まちはの相談室	
6		おがた はな 緒方 葉奈	そうだん しえん 相談支援センター 待夢	
7	きかんそうだんしえんせんたー 基幹相談支援センター	なかじま み ほ こ 中島 美穂子	はちおうじし きかんそうだん しえん 八王子市基幹相談支援センター	
8	しょうがいしゃ しえん きかん 障害者支援機関	ざいたく (在宅)	しまだりょういく 島田療育センターはちおうじ	
9		つうしょ (通所)	はちおうじ かい 八王子いちょうの会	
10		つうしょ (通所)	ありが ゆたか 有賀 豊	マインドはちおうじ(リサイクルわかくさ)
11		しせつ (施設)	ねぎし けい 根岸 京	とぶき育成園
12		しゅうろう (就労)	うじひら けい こ 氏平 啓子	しゅうろう せいかつしえん 就労・生活支援センター ふらん
13	しょうがいしゃ だんたい だいひょうしゃ 障害者団体の代表者	ど い ゆきひと 土居 幸仁	はちおうじ 八王子ワークセンター	
14	しょうがいとうじしゃ 障害当事者	しんたい (身体)	ただ やすし 茅田 靖史	はちおうじしょうがいしげんたいれんらくきょうぎかい 八王子障害者団体連絡協議会
15		しんたい (身体)	みやかわ じゅん 宮川 純	ほうじん しかく、しょうがいしゃ、ふくし きょうかい NPO法人 視覚障害者福祉協会
16		しんたい (身体)	みやもと いちろう 宮本 一郎	はちおうじしちょうかくしょうがいしゃきょうかい 八王子市聴覚障害者協会
17		ちてき (知的)	たまる としひこ 田丸 俊彦	レストランあさかわ
18		せいしん (精神)	ももせ まこと 百瀬 慎	ほうじん たまくさむらの かい NPO法人 多摩草むらの会
19	なんびょう (難病)	つねかわ れいこ 恒川 礼子	ほうじん なんびょう NPO法人 難病ネットワーク	
20	ほけんいりょうかんけいしゃ 保健医療関係者	たなか あつこ 田中 敦子	はちおうじ し ほ けん じょう 八王子市保健所長	
21	きょういっかんけいしゃ 教育関係者	いのうえ み ほ 井上 美保	とうきょうとりつみなみおおさわがくえん こうちょう 東京都立南大沢学園 校長	
22	しゃかい ふくし かんけい きかん 社会福祉関係機関	たけうち かずみ 竹内 和美	はち おうじ し みんせいいいんじど ういいんきょうぎかい 八王子市民生委員児童委員協議会	
23		い で いさお 井出 勲	はちおう じ ししゃかい ふくしきょうぎかい 八王子市社会福祉協議会	
24	ちやうかい じち かい さんぎやうけいざい だいひやう 町会・自治会、産業経済の代表	おがわ こうじ 尾川 幸次	はち おうじしちやうかいじち かい いれんごうかい 八王子市町会自治会連合会	
25		おおた としお 太田 敏夫	はちおう じしやうこう かいぎしよ 八王子商工会議所	
26	こうほしみ ん 公募市民	あおき なおこ 青木 直子		
27		つちや ゆみ 土屋 由美		
しょうがいとうじしゃいいんしえんしゃ ちてき 障害当事者委員支援者(知的サポーター)		たけざわ まさみつ 竹澤 正光	きやうかい ヒューマンケア協会	

ふくかいちよう
副会長

かいちよう
会長

「八王子市障害者地域自立支援協議会」は総合支援法によって設置を規定された委員会です。
障害の有無にかかわらず、誰もが安心して地域で暮らしていけるように、保健、医療、福祉、労働、教育の各分野が協力し、5つの専門部会を構成し、市民と行政が一体となって支援していくための組織です。



八王子市障害者基幹相談支援センター

1 業務の目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。）第 77 条の 2 第 1 項に基づく基幹相談支援センター業務を運営し、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹として、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、より良い相談支援体制を構築することを目的とする。

2 業務内容

- (1) 総合的・専門的な相談支援
- (2) 地域の相談支援体制の構築強化
- (3) 地域移行・地域定着推進の取り組み
- (4) 権利擁護・虐待防止
- (5) 自立支援協議会との連携

3 運営形態

- (1) 障害者基幹相談支援センターは八王子市福祉部障害者福祉課内に設置する。
- (2) 専門的な知識を有する業務については、業務委託で実施する。
- (3) 障害者福祉課と受託業者による共同運営の形態をとる。

4 業務委託

- (1) 一般社団法人おおりり 八王子市基幹相談支援センター
八王子市明神町 4 -14-1-303（事務所兼執務室）
- (2) 市内相談支援事業所から地域の相談支援体制の強化などについて担うことが可能な中核人材を募集し、同意を得た事業所から職員が出向する形態をとり、合同で法人を設立。

5 人員体制

- (1) 障害者福祉課 8 名（兼務）：相談等 2 名、自立支援協議会（各部会を含む）6 名
- (2) 一般社団法人おおりり 八王子市基幹相談支援センター
 - ・常勤 4 名：相談員 3 名、事務職員 1 名
 - ・その他、地域課題に対応した各種アドバイザー（非常勤）6 名

八王子市障害者地域自立支援協議会
令和 7 年度権利擁護推進部会事業計画

①定例会の開催

【開催日時】：①令和 7 年 4 月 15 日、②5 月 27 日、③6 月 17 日、④7 月 15 日、⑤8 月 19 日、⑥9 月 16 日、⑦10 月 14 日（水）、⑧11 月 5 日、⑨令和 8 年 1 月 13 日、⑩2 月 17 日、⑪3 月 10 日

【開催時間】10:15-11:45

【開催場所】八王子市役所本庁舎

②障害者サポーター養成講座：八王子市民向けの障害者への合理的配慮・サポートに関する講座

開催方法：対面（グループワーク形式）

開催場所：八王子市役所本庁舎、生涯学習センター（クリエイトホール）など

開催回数：3 回

開催日時（会議室予約）：①令和 7 年 5 月 30 日、②8 月 29 日、③令和 8 年 2 月 27 日

対象人数：20 名/回

③障害者サポーター養成講座のファシリテーター養成

開催方法：対面（グループワーク形式）

開催場所：八王子市役所本庁舎、生涯学習センタークリエイトホールなど

開催回数：3 回

開催日時（会議室予約）：①令和 7 年 5 月 30 日、②8 月 29 日、③令和 8 年 2 月 27 日

対象人数：4 名

④差別禁止条例周知イベント（いちよう祭り）：障害者差別禁止条例の周知、障害理解の促進

開催内容：点字体験、クイズなどのブース出展、ステージ発表、デフリンピック周知協力

開催日時：令和 7 年 11 月 15（土）、16 日（日）※予定

開催場所：いちよう祭り会場（陵南公園）

開催回数：1 回（2 日間）

⑤条例ガイドブック「みんなちがってみんないい」活用周知（小学校向け）

実施内容：令和 6 年度に実施した八王子市内の小学校対象の条例ガイドブック活用状況調査アンケート結果を分析し、より多くの小学校で効果的に活用してもらえるよう検討を行う。また必要に応じて、条例ガイドブックの周知を行っていく（学校訪問、教職員研修などでの周知）。

⑥障害者虐待防止研修：八王子市内の福祉事業所向けの虐待防止に関する研修

開催方法；講義形式

開催場所；八王子市役所本庁舎 801・802

開催回数：2 回

対象人数：約 50 名/回

開催日時（会場予約）：令和 7 年 8 月 14 日、9 月 24 日、10 月 6 日の夜間

⑦八王子市役所職員研修（障害理解）：八王子市役所職員向け障害者への適切な対応方法に関する研修

開催方法：オンライン（動画配信を含む）または対面

開催場所：対面の場合は八王子市役所

開催回数：1 回

⑧権利擁護推進部会報告会

⑨地域課題の抽出（障害者計画、障害福祉計画と部会活動との連動）

**令和7年度(2025年度) 八王子市障害者地域自立支援協議会
相談支援・地域移行部会 活動計画 案**

資料 8-2

1. 相談支援・地域移行部会**(1) 定例会の開催(5月、3月、計2回)**

- ① 原則、部会員全員が出席
- ② 相談支援ワーキング、地域移行支援推進ワーキング、それぞれの取り組むことを整理する
- ③ 相談支援ワーキング、地域移行支援推進ワーキング、それぞれからあげられた地域課題を整理し、部会で取り組めることを検討
- ④ 各ワーキングであげられた地域課題を整理し、自立支援協議会全体会へ提案内容を取りまとめる

2. 課題別作業ワーキング**(1) 課題別ワーキングの開催(7月、9月、11月、1月、計4回)**

- ① 各地域課題別ワーキングの開催時期と内容
・相談支援ワーキング
 ※相談支援の課題検討及び八王子相談支援連絡会
・地域移行支援推進ワーキング
 ※地域移行支援の課題検討
- ② 原則、各担当者が出席(担当者以外の出席も可能)
- ③ 地域課題を把握・抽出し、相談支援地域移行部会で取り組めることを検討し
 課題解決に向けた取り組みをすすめる

		開催日程(予定)	時間	会場 ※主な内容
第1回	定例会	令和7年5月12日(月)	15-17時	市役所第6会議室 ※年間予定及びワーキングで 取り組むことを確認する
第2回	相談支援 WG	令和7年7月14日(月) ※現任研修受講者傍聴予定	15-17時	市役所第6会議室
第3回	地域移行支援 推進 WG	令和7年9月16日(火)	15-17時	市役所第6会議室
第4回	相談支援 WG	令和7年11月10日(月)	15-17時	市役所第6会議室
第5回	地域移行支援 推進 WG	令和8年1月19日(月)	15-17時	市役所第6会議室
第6回	定例会	令和8年3月10日(火)	10-12時	市役所 802 会議室 ※全体課題集約

※WG=ワーキングを略

※課題別ワーキングの状況に応じて、上記以外の開催

3. 研修会

・所属機関を超えた、人材育成とともに、つながりを作る場、ネットワーク形成を進める場とする

	開催日程(予定)	時間	会場(予定)	テーマ案
第1回	令和7年9月	15-17時	未定	医療・福祉の交流企画
第2回	令和8年3月12日(木)	15-17時	市役所802	高齢分野との交流企画

※開催日時、会場は変更の可能性あり

4. 八王子相談支援連絡会の開催

・基幹相談支援センターと連携し開催予定

・相談支援事業所、相談支援専門員同志の交流の場、相互研鑽の場、相談支援の質の向上におけた研修会の実施

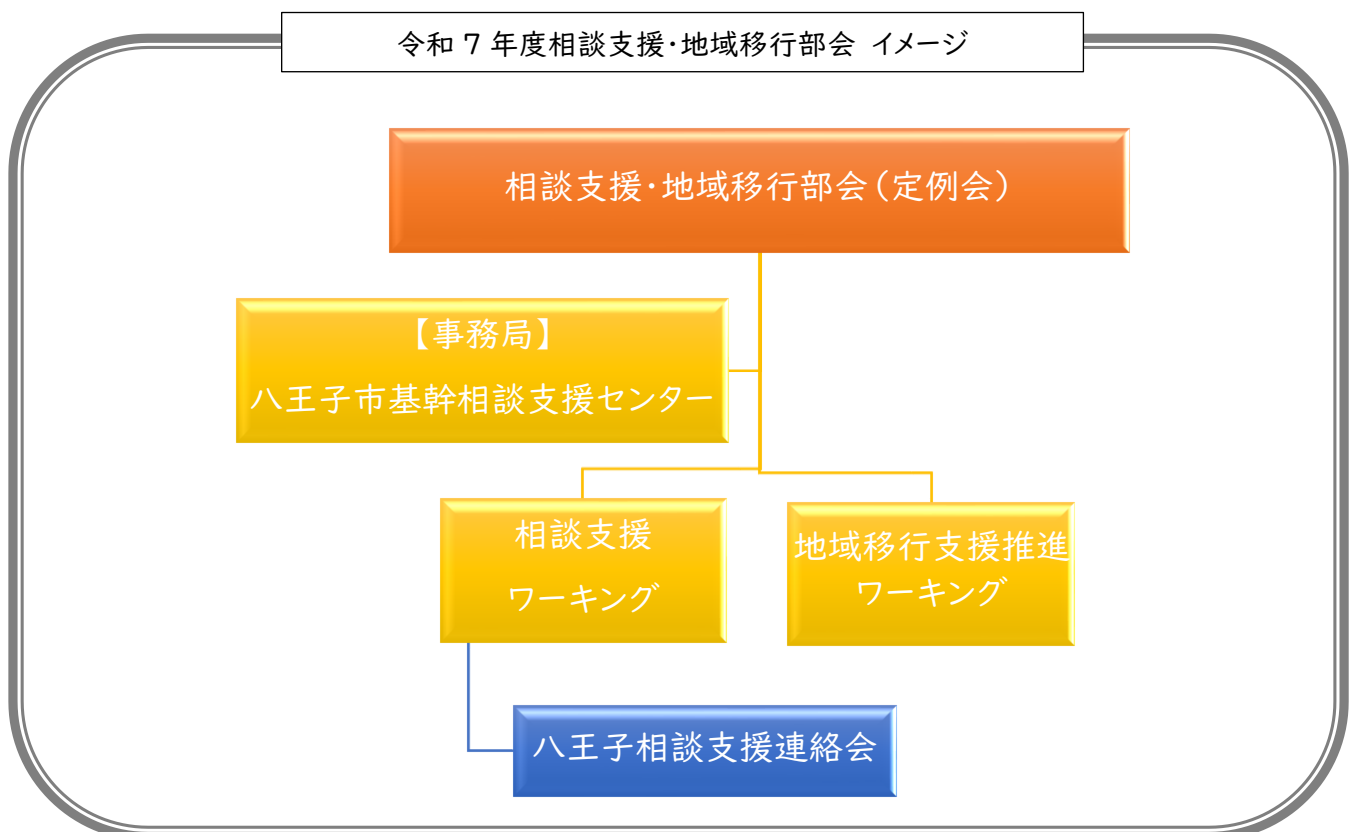
	開催日程(予定)	時間	会場	テーマ案
第1回	令和7年8月	15-17時	未定	相談支援のネットワーク形成と研修会
第2回	令和8年2月	15-17時		

5. その他

・令和5年度までは八王子相談支援連絡会で実施、令和6年度からは相談支援地域移行部会で実施してきた事例検討会は、基幹相談支援センター設置に伴い、基幹相談支援センターで実施開催する。

・相談支援・地域移行部会の事務局を八王子市基幹相談支援センターで担い、八王子市における相談支援体制の整備をすすめる。

・八王子市におけるにも包括(精神障害にも対応した地域包括ケアシステム)との連携もすすめ、包括的支援体制整備をすすめる



《テーマ》

1. 定例会（年2回）＊オンライン開催
～地域の障害者雇用、就労支援の現状を把握し、課題等を考える
・基礎データの把握：雇用状況、企業側の状況、求職者状況、就労条件など
・地域課題の把握：障害者計画等を元に、就労支援や、当事者の職業生活、生活設計等の現状を捉える。
2. 特別支援学校新規卒業生の就労継続支援B型事業所利用に係るアセスメントの実施
高等部3年生対象、実施調整
3. 就労支援者連絡会（年4回）＊オンライン開催
就労支援機関、医療機関、企業等の障害者雇用・就労支援関係者の連絡会（活動事例紹介等）
異なる領域間のネットワークの形成や地域での育成の場を作る
4. 特別支援学校新規卒業生の支援移行調整
特別支援学校を卒業し、企業就労を開始する生徒の支援移行調整、関係者の連絡会を開催
連携関係の充実により、円滑な支援引継とその後の効果的な就労定着支援を目指す
5. 就労選択支援事業（国の新規事業、令和7（2025）年10月開始）にかかる調整
 - ①特別支援学校卒業後、B型事業所を利用する生徒への対応について
 - ②市内における就労選択事業の実施に係る状況把握、円滑・効果的な実施に向けた諸調整（予定）
R7(2025)年度・・事業を開始する事業所数等の把握、手続き等確認事項の把握
R8(2026)年度・・市内の実施状況の把握
R9(2027)以降に向けたA型及び就労移行延長にかかる事業の見込み量、確認事項等
R9(2027)年度・・A型及び就労移行延長に係る円滑・効果的な実施に向けた確認、諸調整

1. 定例会

	日程	場所	内容
1	6月11日（水） 10:00～12:00	オンライン	1. 各機関の概況、意見交換【支援機関の支援状況、定着状況、地域の雇用状況等】 2. 八王子市の現状の捉え方について 3. 就労選択支援事業に関する部会の活動について
2	10月15日（水） 10:00～12:00	オンライン	1. 地域課題について～障害者計画を元に、就労支援・職業生活支援に関連するテーマについての意見交換、事例検討、関連施策や制度 など

2. 特別支援学校新規卒業生の就労継続支援B型事業所利用に係る移行支援事業所のアセスメントの実施

	日程	場所	内容
1			特別支援学校高等部在学学生（3年生）のアセスメント実施 ＊初回連絡会：5月中旬予定

3. 就労支援者連絡会

	日程	場所	内容
1	①7月 ②9月 ③11月 ④2月 【時間】 15:30～17:00	オンライン	就労支援機関、医療機関等の就労支援者を対象とした研修会を企画、ネットワークの形成や地域での育成の場を作る。

4. 特別支援学校新規卒業生の支援移行に係る連絡会

	日程	場所	内容
1	・8月～引継ぎ調整 ・9月：進路後援会（南） ・12月：保護者ガイダンス（八西） ・3月：連絡会		特別支援学校を新規に卒業して企業就労を開始する生徒の支援移行について、卒後の課題や支援の在り方の共有、引継ぎの調整などを関係者間で行い、円滑な支援移行と定着支援を目指す。 ＊市内2か所の就労支援センター（タラント・ふらん）で受け入れ可能な態勢を調整

5. 就労選択支援事業（国の新規事業、令和7（2025）年10月開始）にかかる調整

	日程	場所	内容
1			＊進め方については改めてご相談させていただきます。

年2回の全体会を開催し、3つのワーキングチームに分かれて活動を行います。

1. 子ども部会（全体会）を開催します。

- (1) 年2回、会議を開催します。

日程 第1回 5月8日（木）10：00～12：00、第2回 2月12日（木）10：00～12：00

- (2) 委員所属団体の概況、意見交換を行います。
(3) 各ワーキングチームの活動報告と課題の共有を行います。

2. 医療的ケア児ワーキングチームの活動

- (1) 年4回、会議を開催します。

日程 第1回 6月5日（木）10：00～12：00、第2回 7月10日（木）10：00～12：00、
第3回 11月7日（木）10：00～12：00、第4回 1月22日（木）10：00～12：00

- (2) 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業、その他サービス等について、昨年度から継続して対象や内容等の見直しについて検討していきます。
(3) 医療的ケア児ガイドブック（八王子市版）作成について検討します。
(4) 医療的ケア児・重症心身障害児者が利用している社会資源について、昨年度に作成したリストをもとに情報の更新、意見交換を行います。
(5) 医療的ケア児保護者のニーズの共有をします。
(6) 八王子市における医療的ケア児のニーズ調査の結果報告、意見交換を行います。
(7) 八王子市における医療的ケア児等の災害対策について、現状と課題を確認していきます。

3. 児童発達支援・放課後等デイワーキングチームの活動

- (1) 年4回、会議を開催します。

日程 第1回 5月29日（木）10：00～12：00、第2回 9月11日（木）10：00～12：00、
第3回 11月20日（木）10：00～12：00、第4回 2月5日（木）10：00～12：00

- (2) 事業所訪問、事業所見学会の活動を継続し、顔が見える関係づくりを促進します。

4. 発達障害児ワーキングの活動

- (1) 年4回、会議を開催します。

日程 第1回 6月19日（木）10：00～12：00、第2回 8月28日（木）10：00～12：00、
第3回 10月23日（木）10：00～12：00、第4回 12月11日（木）10：00～12：00

- (2) 昨年度から継続して、地域における発達障害児者等の支援体制を分析・点検するための地域評価ツール『Q-SACCS』を活用し、八王子市の現状の支援体制の整理と課題を見える化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制づくりについて検討していきます。

※ワーキングチームの会議日時は、上記以外の日程であっても必要時、随時活動するものとし、それについては、ワーキングチーム内で検討することとします。

地域継続支援部会計画

資料8-5

1. 地域継続支援部会 令和7年度計画

① 全体会の開催（年2回）

第一回全体会 5月13日(月)13:00-14:30 第6委員会室

各連絡会の今年度活動と共通課題への取り組み

- ・グループホーム連絡会
- ・日中活動支援事業所連絡会
- ・委託・拠点事業所連絡会

第二回全体会 2月27日(金)13:00-14:30 第6委員会室

各連絡会での情報共有と共通課題の取りまとめ

- ・グループホーム連絡会
- ・日中活動支援事業所連絡会
- ・委託・拠点事業所連絡会

② 地域課題への取り組みとしての研修会等（未定）

- ・移動支援事業所（ガイドヘルプ）、ヘルパー事業所の情報交換会など
- ・求人に関する勉強会（オンライン）

2. 委託・拠点事業連絡会 令和7年度計画

① 定例会の実施 隔月開催 4, 6, 8, 10, 12, 2月開催 ヒューマンケア協会3F

- ・差別虐待事例情報共有、拠点継続事例協議等
- ・各会議体報告 【相談支援・地域移行部会、権利擁護部会、地域継続支援部会、権利擁護に関する調整委員会、重層的相談支援、にも包括支援】
- ・拠点事業報告会 2026年2月開催予定

② 拠点コーディネーター会議の実施 毎月開催 ヒューマンケア協会3F

- ・事例検討、課題整理と展開、研修等
- ・拠点協力事業所交流会 5, 7, 9, 10, 12月開催 拠点ハウス

③ ピアサポート活動の実施

- ・精神科病院病棟、デイサービス訪問、ピアサポーターMTの定期開催

3. 日中活動支援事業所連絡会 令和7年度計画

① 幹事会の開催（年6回 必要に応じ追加開催）

- ・研修会・見学会・交流会・分科会・その他課題に対する企画・検討
- ・第6委員会室およびオンラインにて開催

② 研修会の開催（年2回 グループホーム連絡会と合同開催 テーマ未定）

- ・ 第一回研修会 10月1日(水)18:00-20:00 801・802会議室
- ・ 第二回研修会 2月10日(火)18:00-20:00 801・802会議室
- ③ 市内施設の見学交流会開催の企画・検討
 - ・ 幹事法人を中心に見学地域を選定（8地域程度）し開催を企画する
 - ・ 施設見学だけでなく、職員の交流会も同時開催する
- ④ 施設職員交流会開催の企画・検討
 - ・ 日中連の施設職員を対象とした交流親睦会の開催検討
- ⑤ 分科会開催の企画・検討
 - ・ 事業種別、テーマ別、障害種別、地域別の分科会の開催
- ⑥ 職員不足への対応
 - ・ 八王子市による『医療・福祉のしごと就職フェア』の開催
 - ・ 上記フェア以外の施策の検討と実施
- ⑦ その他課題に対する検討・対応
 - ・ 日中連の各施設や地域からの課題について都度検討・対応する

4. グループホーム連絡会 事業計画（案）

- ① 幹事会（隔月開催で年6回、基本市役所で開催、5.7.9.11.1.3月）
- ② 全体会（6/3市役所で開催、事業計画についてグループで意見交換をおこなう。終了後交流会も）
- ③ グループホーム見学交流会（年3回ぐらい 8.12.2月）
- ④ 入居者及び職員の交流会（5.7.11.1月）
 - ・ 入居者及び職員の交流会としてBBQを予定（5月に幹事中心のテスト開催をした上で秋に本格実施）
 - ・ 現場職員や管理者等の交流会も飲み会的なものを予定
- ⑤ 研修会
 - ・ 日中連との合同研修を年に2回予定、10.2月（テーマは未定）
 - ・ グルホ連独自の研修も必要に応じて企画（地域連携推進会議、防災、強度行動障害、医ケア等）
- ⑥ 実態調査（2025年5月～2026年3月）
 - ・ 前回（2013年度）のものを参考に2本立てを予定
 - グーグルフォーム利用した調査
（調査項目検討、フォーム作成、調査開始～終了。5～10月）
 - 訪問調査
（調査開始～終了。11.12月）
 - 実態調査集計、報告書作成（1～3月）
- ⑦ その他
 - ・ 情報共有を図るための取組を検討（ユニット単位でのメアド登録をすすめる等）

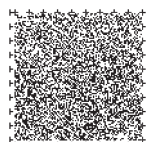
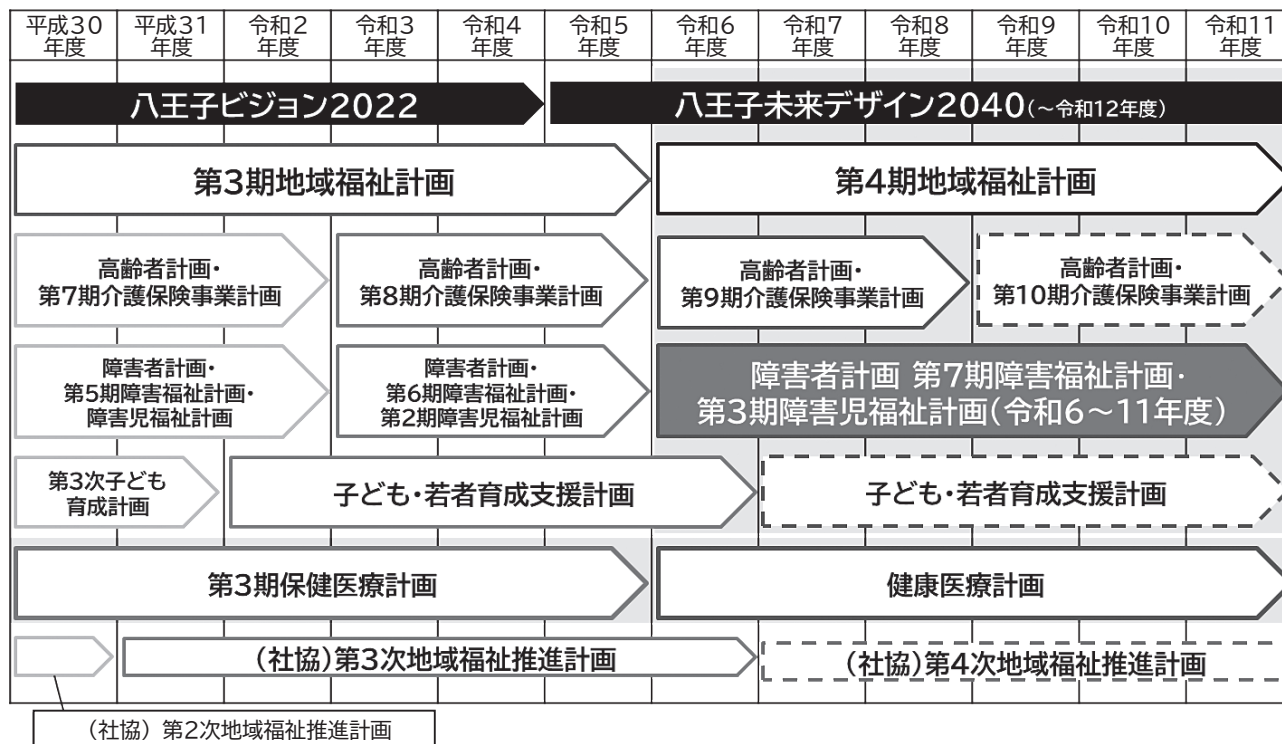
3 計画の期間

障害者計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6か年を計画期間とします。これは、上位計画となる「第4期地域福祉計画」の期間と整合を図るとともに、中期的な視点を持って障害福祉施策を構築し取り組むことで、より効果的な事業展開を図れることから、地域の実情によって柔軟な期間設定ができるとする国の基本方針を踏まえ、6年間としたものです。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画については、国が令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間について基本指針を示していることから、同期間の3年間の目標値等を定めます。令和9年度（2027年度）から始まる第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画については、令和8年度（2026年度）に示される国の基本指針を鑑み、た上で、目標値等を定めることとします。

なお、同計画の策定にあたり、障害者計画の内容について、必要に応じて中間見直しを行うこととします。

〔関連計画の計画期間〕

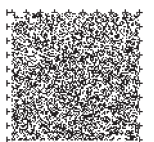
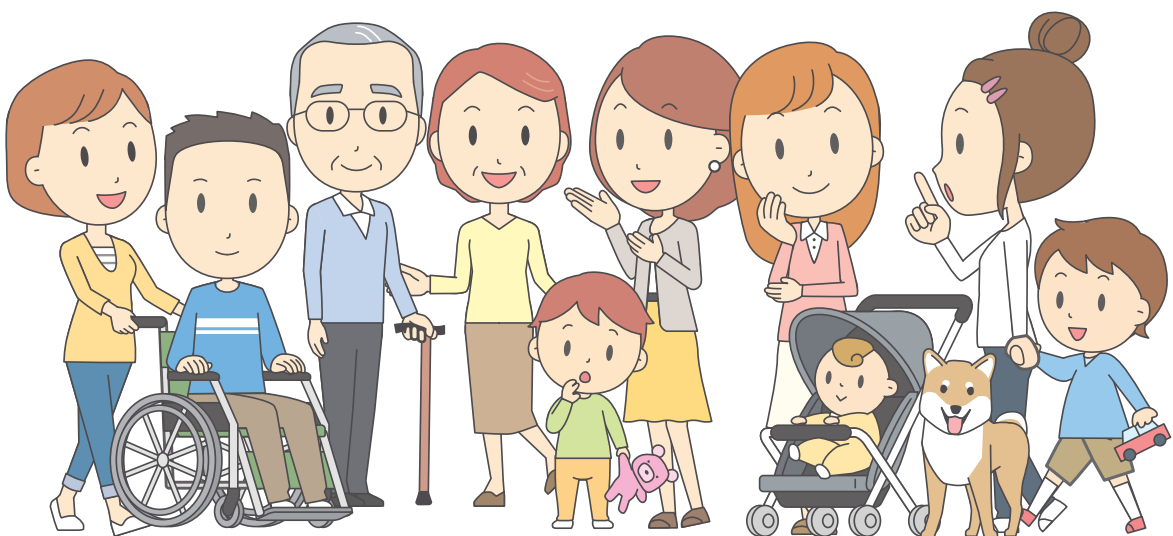


けいかく ちゅうかん み なお 3 計画の中間見直し

しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいふくしけいかく
障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国が3年を一期として計画を作成すること
を基本とし、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間における
けいかくさくてい きほんしん せつてい しょうがいふくし どう み こ りょうなど さだ れいわ
計画策定の基本指針を設定し、障害福祉サービス等の見込み量等について定めており、令和
ねんど ねんど れいわ ねんど ねんど はじ けいかく む み なお じっし
8年度（2026年度）には、令和9年度（2027年度）から始まる計画に向け、その見直しを実施
することとされています。

ともに ほんし れいわ ねんど ねんど しょうがいしゃけいかく けいかくきかん
これに伴い、本市においても、令和8年度（2026年度）には、障害者計画の計画期間の
こうはん れいわ ねんど ねんど はじ だい き しょうがいふくしけいかくおよ だい き しょうがい
後半にあたる令和9年度（2027年度）から始まる第8期障害福祉計画及び第4期障害児
ふくしけいかく しょうがいふくし どう み こ りょうなど さだ よてい
福祉計画において、障害福祉サービス等の見込み量等について定める予定です。

れいわ ねんど ねんど くに きほんほうしんなど み なお あ しゃかいじょうせい へんか ちいき
令和8年度（2026年度）の国の基本方針等の見直しに合わせ、社会情勢の変化や地域の
じつじょうなど かんが しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいふくしけいかく ちゅうかん み なお じっし
実情等を鑑みながら、障害福祉計画及び障害児福祉計画の中間見直しを実施し、また、こ
れに合わせ、障害者計画においても障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しの内容を
あ しょうがいしゃけいかく しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいふくしけいかく み なお ないよう
はんえい かくけいかく せいこうせい はか
反映し、各計画における整合性を図っていきます。



ご家族などの支援者の方と一緒に読みください。

令和7年（2025年）月 日

個別避難計画作成対象者の皆様へ

八王子市長 初宿 和夫
(公 印 省 略)

避難行動要支援者支援に係る個別避難計画の作成のご案内について

日頃より、本市福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、令和3年（2021年）に改正された災害対策基本法に基づき、令和4年度（2022年度）より高齢者や障害者の方など災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）への支援の新たな仕組みづくりを開始し、自治体の努力義務として位置づけられた個別避難計画の作成に取り組んでおります。

本市では、市が定めた避難行動要支援者の要件に該当する方のうち、ハザードエリアに居住する方を、優先的に個別避難計画を作成する対象者とし、計画作成にあたっては、避難行動要支援者の要件ごとに計画作成者を定めております。

障害者手帳を所持しており、要件2（裏面の避難行動要支援者の要件参照）に該当し、計画相談支援事業所を利用している対象者につきましては、担当の相談支援専門員にご協力いただき、計画作成を進めておりますが、計画相談支援事業所の利用がない対象者につきましても、昨今多発する災害に備えるため、セルフプラン方式※での個別避難計画の作成を進めていきたいと考えております。

つきましては、下記のとおり送付させていただきますので、可能な限りご家族などの日常的な支援者と一緒に、同封したマニュアルや同意書事項等をご一読いただき、同意書の内容や制度の趣旨をご理解、ご同意の上、個別避難計画書の作成及び提出をお願いいたします。

※ セルフプラン方式とは、専門的な知識を有するケアマネジャーや相談支援専門員などの専門職とのつながりが無い対象者が、身近な支援者であるご家族などの協力を得て、ご自身で個別避難計画を作成する方法。

記

- 個別避難計画作成対象者 ※この通知は以下に該当する方に送付しています。
令和6年（2024年）4月1日時点で、市で定めた避難行動要支援者の要件（次頁表参照）のうち「要件2」に該当し、かつハザードエリア（浸水0.5 m 未満を除く）に居住する方のうち、個別避難計画作成及び情報提供等に同意した方

裏面をご確認ください

ひなんこうどうようしえんしや ようけん
避難行動要支援者の要件

ようけん 要件	
ようけん 要件1	ようかいご いじょう にんてい う しせつにゆうしょ かた 要介護3以上の認定を受けており、施設入所していない方
ようけん 要件2	つぎ がいとう しょうがいしゅてちようしよじしや しせつにゆうしょ かた 次のいずれかに該当する障害者手帳所持者で、施設入所していない方 【自力避難が困難な方・避難情報の入手が困難な方・避難の判断が困難な方】
ようけん 要件3	さいいじょう こうれいしや じりきひなん こんなん どうい かた 75歳以上のひとりぐらし高齢者で、自力避難が困難かつ同意をする方
ようけん 要件4	さいいじょう せたい じりきひなん こんなん どうい かた 75歳以上のみの世帯で、自力避難が困難かつ同意をする方
ようけん 要件5	ほか とく さいがいじ しえん ひつよう しちよう みと かた その他、特に災害時に支援が必要と市長が認める方

2 そうふぶつ
送付物

- ほんつうちぶん
本通知文
- こべつひなんけいかくさくせいおよ じょうほうていきようとう どういじこう
個別避難計画作成及び情報提供等同意事項
- はちおうじしこべつひなんけいかくしよようしき
八王子市個別避難計画書様式
- こべつひなんけいかくさくせい
個別避難計画作成マニュアル
- へんしんようふうとう
返信用封筒

3 ていしゅつほうほう
提出方法

い か ほうほう ていしゅつ わが
以下のいずれかの方法により、ご提出をお願いします。

くわ どうふう こべつひなんけいかくさくせい かくにん
詳しくは、同封した個別避難計画作成マニュアルをご確認ください。

(1) ログ フォーム (オンライン) による提出

みぎ にじげん にゅうりよく ひら
右の二次元コードから入力フォームを開き、
ひつようじこう にゅうりよく かいとう
必要事項をご入力のうえ、回答してください。



(2) 郵送 (返信用封筒) による提出

はちおうじしこべつひなんけいかくしよようしき ひつようじこう きにゆう どうふう へんしんようふうとう
八王子市個別避難計画書様式に必要事項をご記入のうえ、同封された返信用封筒にて、
さくせい けいかくしよ ふくしせいさくかあて ゆうそう
作成した計画書を福祉政策課宛に郵送してください。

3 ていしゅつきげん
提出期限

れいわ ねん ねん がつ にち
令和7年(2025年) ●月●日

4 ていしゅつご と あつかい
提出後の取り扱い

ゆうそう ていしゅつ ばあい ほんし しゅうやくご いんきつ ほんにんあて じゅうしよ
郵送により提出していただいた場合は、本市で集約後、印刷したものを本人宛のご住所に
そうふ そうふじき がつちゅう よてい こべつひなんけいかく ねん めやす こうしん おこな
送付いたします。(送付時期は、4月中を予定)なお、個別避難計画は、3年を目安に更新を行
よてい こうしん さい あらた つうちぶん けいかくしよようしき そうふ
う予定です。更新の際は、改めて通知文と計画書様式を送付させていただきます。

【問い合わせ先】八王子市福祉部福祉政策課 災害援護担当 ●●・●●
でんわ ちよくつう ファックス
電話:042-620-7454(直通) F A X:042-628-2477 メール:b440100@city.hachioji.tokyo.jp